

株式会社アカツキ

定 款

平成22年	8月15日	変	更
平成24年	3月12日	変	更
平成24年	7月29日	変	更
平成25年	5月30日	変	更
平成26年	3月31日	変	更
平成26年	4月24日	変	更
平成27年	1月1日	変	更
平成27年	8月28日	変	更
平成27年	10月30日	変	更
平成27年	12月1日	変	更
平成28年	6月23日	変	更
平成29年	6月22日	変	更
令和元年	6月18日	変	更
令和4年	6月23日	変	更

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社アカツキと称し、英文では、Akatsuki Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) WEB サイト、インターネットを利用した各種コンテンツの企画開発
- (2) 経営コンサルティング業務
- (3) アプリケーションソフトウェアの企画開発、販売、運営及びそれらのコンサルティング
- (4) モバイルコンテンツの企画開発、運営、配信及びそれらのコンサルティング
- (5) アニメーション及びコンピューターゲームの企画開発、販売並びにそれらに関するコンサルティング
- (6) イベント、キャンペーン及び展示会の企画、運営、並びにそれらのコンサルティング
- (7) インターネット、携帯情報端末機を利用した広告、情報配信及び通信販売業務
- (8) 広告業及び広告代理業
- (9) スポーツ及び健康に関する商品の企画、開発、製造及び販売
- (10) 育児・教育事業
- (11) 人材紹介及び人材派遣事業
- (12) 旅行業及び旅行代理店業
- (13) 旅館業
- (14) 旅客運送業
- (15) 古物売買業
- (16) 不動産業
- (17) 投資業及び金融業
- (18) 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発及びコンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
- (19) 放送業その他メディア及びコンテンツに関する事業
- (20) 電気通信事業
- (21) 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
- (22) 割賦販売業及び信用購入あっせん業
- (23) 貨物運送業及び倉庫業
- (24) 医療用具、医療用機器、医薬品、医薬部外品、健康食品、衛生用品及び化粧品の企画、開発、製造、加工、仕入、卸売、販売及び輸出入
- (25) 食料、飲料及び酒類の企画、開発、製造、加工、仕入、卸売、販売及び輸出入業
- (26) その他各種商品の企画、開発、製造及び販売
- (27) 宿泊施設、飲食店及び小売店の経営、貸与及びそれらのコンサルティング
- (28) 各種娯楽施設、スポーツ施設、文化施設、教育施設、医療施設、薬局、保育施設及び公衆浴場の経営、貸与並びにそれらのコンサルティング
- (29) 出版業及び印刷業
- (30) 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (31) 動物取扱業
- (32) スポーツ及び健康に関するサービスの運営、並びにそれらのコンサルティング
- (33) 芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の育成、マネージメント及びプロモート
- (34) 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4509万400株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株主の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使するこ

とができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 28 条（監査役の数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 29 条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の人数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 30 条（監査役任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第 31 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条（監査役会の招集手続）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 33 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 34 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 37 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 39 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 42 条(配当金の除斥期間)

配当財産は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更第 15 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 6 月 1 日から 2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上、当会社の現行定款に相違ありません。
この定款は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。